

平成 19 年 3 月 29 日
企業会計基準委員会

実務対応報告公開草案第 26 号

「信託の会計処理に関する実務上の取扱い（案）」の
公表

コメントの募集

平成 18 年 12 月 15 日に公布された信託法（平成 18 年法律第 108 号。以下「新信託法」という。）では、委託者が自ら受託者となる信託（いわゆる自己信託）などの新たな制度が導入されております。信託は財産管理の制度であり、特定された財産（信託財産）が制度の中心になっているという特徴は、新信託法においてもこれまでと同様ですが、新信託法においては、多様な利用形態に対応するための整備もなされています。これらに対応するため、企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）では、これまでの信託の基本的な会計処理を整理するとともに、今般公布された新信託法による新たな種類の信託等について必要と考えられる会計処理を検討してまいりました。

今般、平成 19 年 3 月 23 日の第 125 回企業会計基準委員会において、標記の実務対応報告の公開草案（以下「本公開草案」という。）の公表を承認しましたので、本日公表いたします。

本公開草案の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本公開草案に関するコメントがございましたら、平成 19 年 5 月 7 日（月）までに、原則として電子メールにより、下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては直接回答しないこと、コメントを当委員会のホームページ等で公開する予定があること、氏名又は名称が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないことを、あらかじめご了承ください。

記

電子メール：shintaku@asb.or.jp

ファクシミリ：03-5510-2717

本公開草案の概要

以下の概要は、コメントをお寄せ頂くにあたっての便宜に資するため、本公開草案を要約したものです。コメントをお寄せ頂く際には、より正確な議論のために本公開草案をお読みくださいますようお願い申し上げます。

■ 委託者及び受益者の会計処理（これまでの信託の一般的な分類による）

信託行為によって信託財産とする財産の種類	委託者兼当初受益者	
	単数（合同運用を除く）	複数（合同運用を含む）
金銭の信託	Q1	Q2
金銭以外の信託	Q3	Q4

➤ 委託者兼当初受益者が単数である金銭の信託（Q1 参照）

委託者兼当初受益者が単数である金銭の信託は、一般に運用を目的とするものと考えられており、その信託財産である金融資産及び金融負債の期末時の会計処理については、「金融商品に関する会計基準」及び「金融商品会計に関する実務指針」により付すべき評価額を合計した額をもって貸借対照表価額とし、その評価差額は当期の損益として処理することとなる。

➤ 委託者兼当初受益者が複数である金銭の信託（Q2 参照）

合同運用の金銭の信託を含む委託者兼当初受益者が複数である金銭の信託については、個別財務諸表上、有価証券として又は有価証券に準じて会計処理を行うこととなる。

また、当該金銭の信託の中には、連結財務諸表上、財産管理のための仕組みとみるより、むしろ子会社及び関連会社とみる方が適切な会計処理ができる場合がある。また、新信託法においては、受益者集会の制度など受益者が2人以上ある信託における受益者の意思決定の方法が明示された。このため、当該金銭の信託については、受益者の連結財務諸表上、子会社及び関連会社に該当する場合があります。

➤ 委託者兼当初受益者が単数である金銭以外の信託（Q3 参照）

委託者兼当初受益者が単数である金銭以外の信託の受益者は、原則として、信託財産を直接保有する場合と同様の会計処理を行うが、受益権が質的に異なるものに分割されている場合や受益者が多数となる場合には、受益者の個別財務諸表上、受益権を当該信託からの有価証券の購入等とみなして処理する。

なお、当該信託が、「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」三で示す特別目的会社にあたることから子会社には該当しないものと推定されている場合には、企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社

に係る開示に関する適用指針」に基づき、開示対象特別目的会社の開示が必要となる。

▶ **委託者兼当初受益者が複数である金銭以外の信託（Q4 参照）**

委託者兼当初受益者が複数である金銭以外の信託を設定した場合、各委託者兼当初受益者は、共同で現物出資により会社を設立するときにおける移転元の企業の会計処理（企業会計基準第7号「事業分離等に関する会計基準」第31項）に準じて行う。

■ **委託者及び受益者の会計処理（新信託法による新たな類型の信託等）**

▶ **事業の信託（Q5 参照）**

いわゆる事業の信託の会計処理については、基本的にこれまでの信託と相違はないと考えられる。このため、委託者兼当初受益者が単数である場合には、Q3 のAに準じて処理し、委託者兼当初受益者が複数である場合には、Q4 のAに準じて処理する。

▶ **目的信託（Q6 参照）**

受益者の定めのない信託（いわゆる目的信託）については、委託者がいつでも信託を終了できるなど、通常的信託とは異なるため、原則として委託者の財産として処理することが適当と考えられる。

▶ **自己信託（Q7 参照）**

いわゆる自己信託については、基本的には他者に信託した通常的信託と相違はないと考えられる。このため、自己信託が金銭の信託として行われる場合にはQ1 のAに準じて、金銭以外の信託として行われる場合にはQ3 のAに準じて会計処理を行うこととなる。

■ **受託者の会計処理（Q8 参照）**

新信託法において、信託の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとするとしており、今後も信託行為の定め等に基づいて行うことが考えられるが、新信託法に基づく限定責任信託や受益者が多数となる信託の会計処理は、原則として、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて行うこととなる。

■ **適用時期**

本実務対応報告は、原則として、新信託法の施行日以後にその効力が生じた信託及びそれより前に効力が生じた信託が信託の変更により新信託法の規定を受ける信託（信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第3条）について適用する。

以 上